

## Marine Stewardship Council (MSC)

### 持続可能な漁業のための原則と基準

#### 原則 1:

漁業は、対象個体群の過剰漁獲やそれによる枯渇につながらない方法で行われなければならない。枯渇した個体群に関しては、その回復を論証できる方法でのみ実施されるべき。

#### 基準

- 1.1 漁業対象となる個体群の高い生産性と、その将来の生産力に関する生態環境を継続的に維持できるレベルで、漁業は行われなければならない。
- 1.2 利用する個体群が枯渇した場合、回復と再生がなされるよう漁業を行わなければならない。個体群は、予防原則に合致したあるレベルまで、また、その長期的な生産能力は、定められた期間内に、回復再生しなければならない。
- 1.3 年齢や遺伝子構成や、雄雌比率が変わることで、再生産能力が損なわれるようなことのない程度で、漁業を行う。

#### 原則 2:

漁業活動は、その漁業が依存する生態系（生息域、依存種や生態学的関連種も含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。

#### 基準

- 2.1 漁業は、自然な種間関係を維持する方法で実施する。食物連鎖や生態系の変動を引き起こすものであってはならない。
- 2.2 漁業は、遺伝子レベル、種レベル、または個体群レベルでの生物多様性を脅かさない方法で実施する。絶滅危惧種や保護対象となっている種の殺傷を避ける、それが不可能な場合にも最小限にとどめるように実施する。
- 2.3 利用する個体群が枯渇した場合、予防原則に従い、また、個体群の長期的な生産能力を考慮して、回復と再生が、一定の期間内に一定のレベルまで到達するように、漁業を実施する。

#### 原則 3:

漁業は、地域や国内、国際的な法や規制を尊重した、また、資源利用が信頼でき持続的であることを要求する制度及び運営が行われる体制を組み入れた、効果的な管理システムを必要とする。

#### A.管理システム基準:

- 3.A.1 漁業は、国際的合意に対し問題の多い、一方的な免責規定のもとで行われてはならない。
- 3.A.2 管理システムは、MSCの原則と基準に則した、明確な長期目標を示すべきである。また、すべての関係者や影響を受ける側が、関連情報（地域の情報も含む）を考慮することのでき

る、透明性のある協議プロセスを含むものでなければならない。漁業管理上の取り決めによって、生活を漁業に依存するすべての人々（自給自足の零細、漁業依存コミュニティに限らない）が受ける影響は、この協議プロセスの中に取り込まれなければならない。

- 3.A.3 管理システムは、漁業の文化的状況、規模や程度に相応しいものでなければならない。その漁業のもつ目標を反映している、運用基準が含まれている、実施手続きと活動をモニタリングし、評価し、発見したことに対応するプロセスが含まれているものである。
- 3.A.4 漁業に食料と生計を依存する人々の法的、慣習上の権利を、生態学的持続性と合致する方法において、尊重する。
- 3.A.5 管理システム内で生じる論争解決のための適正な機構を組み入れる。
- 3.A.6 管理システムは、持続可能な漁業に貢献する、経済的、社会的インセンティブを備える。持続性のない漁業につながる助成金によって運営しない。
- 3.A.7 管理システムは、特に、科学的不確実性に関するときは、予防的アプローチを用いて、入手できる最良の情報に基づいた、タイムリーで適応性のある方法で対処する。
- 3.A.8 管理システムは、漁業の規模や影響度に見合った、調査計画を含む。この調査計画は、管理のための情報の必要性を示し、調査結果を、全関係者に必要に応じて、速やかに公開するものである。
- 3.A.9 管理システムは、資源の生物学的状況と漁業の影響が、継続的にあるいは定期的に評価されることを求める。
- 3.A.10 管理システムは、資源の利用規模を、はっきり示しながらコントロールする方法や戦略を指定する。
- 3.A.11 管理システムは、設定された漁獲量が超過しないようにする、また、超過が起きた場合への対策が含まれている、効果的な法規遵守、監視、管理、実施のための、手続きを含む。

## B. 運営上の基準

- 3.B.1 漁業活動は、対象外の種（対象外のサイズ、年齢、または、対象種の性別）の漁獲を、避けるように考案された漁具と方法を使う。混獲が避けられない場合には、死亡率を最小限にする。混獲後、生きたまま放流できないものの廃棄を減らす。
- 3.B.2 漁業活動は、生息地（特に、産卵場や稚魚の時期を過ごす海域など、細心の注意が必要な生息地）に与える悪影響を最小限に抑えるように考案された、適切な漁法を実施する。
- 3.B.3 漁業活動は、毒物や爆発物を使うような破壊的漁法は行わない。
- 3.B.4 漁業活動は、漁具の紛失、オイル漏れ、船上での漁獲物の損傷などの、作業中の無駄を最小限にする。
- 3.B.5 漁業活動は、漁業管理システムと、すべての法律上、行政上の要求に則した方法で行う。
- 3.B.6 漁業活動は、管理当局が、資源と漁業の効果的管理のために行う、漁獲や廃棄などの重要な情報の収集を支援、協力する。